

165 従三位勲一等法学博士岡野敬次郎他二名帝室制度審議会
委員仰付けらるの儀に關し宮内大臣より照会に付回答

〔大正五年十一月〕

(注記3)

(注記1)
大正五年十一月七日

(注記2)(天岡) 内閣書記官 (黒田)

内閣總理大臣 了

(兄玉) 内閣書記官長 (印)

大正五年十一月七日

内閣總理大臣

宮内大臣宛

回答

(注記4)

従三位勲一等法学博士岡野敬次郎外二名、帝室制度審議会委員
被仰付ノ儀ニ關シ照会ノ趣了承右ハ差支無之候

宮内大臣官房 秘第二五四号
総務課

大正五年十一月二日

宮内大臣男爵 波多野敬直 (印)

内閣總理大臣伯爵 寺内正毅殿

照会

従三位勲一等法学博士岡野敬次郎正四位勲二等有松英義正五位
勲三等馬場鏝一、帝室制度審議会委員被仰付之義奏請致度候処
差支無之哉至急致承知度候

行政裁判所_{官房}第三三二号

帝室制度審議会委員小官ニ被仰付之儀差支ノ有無御照会ノ趣領

承右ハ小官ニ於テ差支無之此段及御回答候也

大正五年十一月七日

行政裁判所長官法学博士 岡野敬次郎 印

内閣書記官長伯爵 児玉秀雄殿

本月六日附閣第三五三号ヲ以テ当局有松英義並馬場鏝一へ帝室
制度審議会委員被仰付ノ儀ニ関シ御照会ノ趣了承右ハ差支無之
候依命此段及回答候也

大正五年十一月七日

法制局書記官 印

内閣書記官御中

大正五年十一月二日 (注記5)

内閣書記官 (天國) (下條) (黒田) 印 印 印

内閣書記官長 (児玉) 印

大正五年十一月六日

内閣書記官長 (抹消) 印

行政裁判所長官宛

照会

貴官へ帝室制度審議会委員被仰付之義奏請致度旨宮内大臣ヨリ

照会有之候処御差支無之候哉至急承知致度

内閣書記官

法制局長官宛

照会

貴官並馬場鏝一へ帝室制度審議会委員被仰付ノ義奏請致度旨宮

内大臣ヨリ照会有之候処御差支無之候哉至急承知致度

(注記1)

〔内閣書記官室 閣第三五三号〕

(注記2)

〔下條〕 印

(注記3)

〔急〕

(注記4)

〔二十二〕 (簿冊内件名番号)

(注記5)

〔内閣書記官室 閣第三五三号〕

〔大正五年 公文雜纂 内閣 卷一〕 2A, 14, ①346